

第156期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2020年6月26日（金曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所：ヒルトン東京4階 菊の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株主総会にご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する お願い

本年の株主総会においては、会場における感染リスクを最小化するため、報告事項及び決議事項の詳細な説明は省略させていただくなど所要時間を短縮させていただくとともに、ご来場の株主様にはマスクの着用や手指の消毒等へのご協力をお願い申し上げます。

郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことも可能ですので、ご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

株式会社 **ニコン**

証券コード：7731

目次

招集ご通知

第156期定時株主総会招集ご通知……………	2
インターネットによる議決権行使について……	6

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件……………	7
第2号議案 取締役（監査等委員であるもの… を除く）6名選任の件	8
第3号議案 監査等委員である取締役4名選… 任の件	15

(添付書類)

事業報告

1. 企業集団の現況 ……………	21
(1) 当事業年度の事業の状況	
(2) 対処すべき課題	
(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況	
(4) 主要な営業所及び工場	
(5) 重要な子会社の状況	
(6) 従業員の状況	
(7) 当社の主要な借入先の状況	
(8) 主要な組織再編行為等の状況	
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項	
2. 会社の現況 ……………	30
(1) 株式の状況	
(2) 新株予約権等の状況	
(3) 会社役員の状況	
(4) 会計監査人の状況	
(5) 業務の適正を確保するための体制	

連結計算書類

連結財政状態計算書……………	43
連結損益計算書……………	44
連結持分変動計算書……………	45

計算書類

貸借対照表……………	46
損益計算書……………	47
株主資本等変動計算書……………	48

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本……………	49
計算書類に係る会計監査報告書謄本……………	51
監査等委員会の監査報告書謄本……………	53

株主総会会場ご案内図

証券コード 7731
2020年6月11日

株 主 各 位

東京都港区港南2丁目15番3号

株式会社 **ニコン**

代表取締役 兼 社長執行役員 馬立 稔和

第156期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第156期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分（営業時間終了時）までに議決権を行使してくださいませようようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日	時	2020年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場	所	東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京4階 菊の間 本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項	報告事項	1. 第156期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第156期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

〈株主様へのお願い〉

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nikon.co.jp/ir/stock_info/meeting/index.htm）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。
- ご入場の際し、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ご入場の際し、検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきたくお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

■本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

- ◎本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、監査等委員会及び会計監査人は、当社ウェブサイトに掲載した上記書類を含めた監査対象書類を監査しております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、極力事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

また、事前に議決権をご行使いただく場合も、議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じますので、できるだけ、インターネットにより議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。



株主総会への当日ご出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書をご持参いただき、会場受付にご提出ください。なお、代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主の方1名とし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となります。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、**2020年6月25日（木曜日）午後5時45分**までに到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。



インターネットによる議決権行使の場合

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、**2020年6月25日（木曜日）午後5時45分**までにご行使ください。

- ※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

機関投資家の
皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権をご行使される場合は、パソコンやスマートフォン等から当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ賛否をご入力ください。
(ただし、午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

議決権行使書記載のQRコードを読み取る方法

スマートフォン等で議決権行使書に記載したQRコードを読み取る方法による議決権行使は、最初の1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

1 QRコードを読み取る

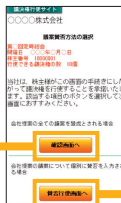
議決権行使書副票（右側）



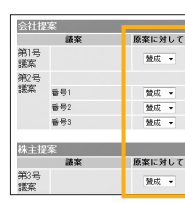
「ログイン用QRコード」はこちら

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ



3 各議案の賛否を選択



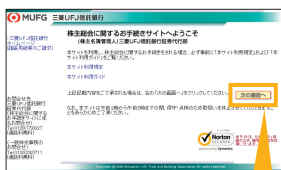
画面の案内にしたがって
行使完了です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト「<https://evote.tr.mufg.jp/>」を入力いただくか、右記のQRコードを読み取って議決権行使サイトにアクセスしてください。

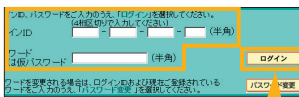


1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする



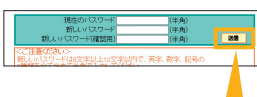
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書
用紙の副票（右側）に
記載された「ログイン
ID」および「仮パスワ
ード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」
と「新しいパスワード
（確認用）」の両方
に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

ヘルプデスク
(三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりとさせていただきますようお願い申し上げます。

期末配当に関する事項

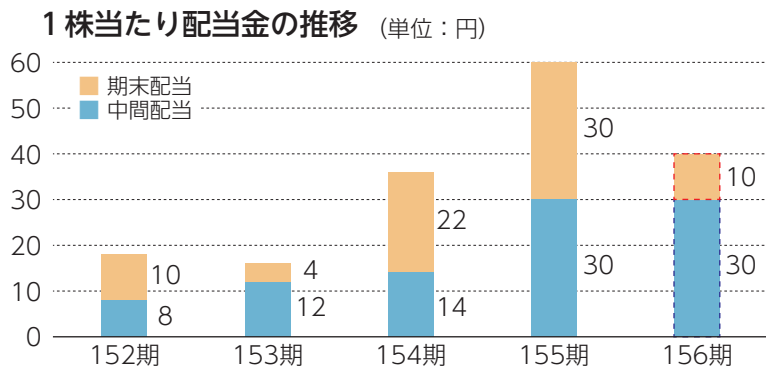
当社の利益配分は、将来の成長に向けた事業・技術開発への投資（設備投資・開発投資）を拡大することで競争力強化に努めるとともに、株主重視の観点から安定的な配当を行うことを基本とし、同時に柔軟な株主還元政策により中長期的な視点に基づく最適な資本配分を実現する方針としております。

この方針に基づき、期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円
配当総額 3,676,965,590円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

なお、当期年間配当金は中間配当金と合わせて当社普通株式1株につき金40円となります。

【ご参考】第152期(2016年3月期)以降の各事業年度における1株当たり配当金の推移は、以下のとおりです。



第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）6名の選任をお願い申し上げます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く）の選任について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	委員会担当状況	取締役会出席状況*
1	再任 <small>うしだ かずお</small> 牛田 一雄	指名審議委員会 報酬審議委員会	100% (14回中14回)
2	再任 <small>うまたて としかず</small> 馬立 稔和	指名審議委員会 報酬審議委員会	90% (10回中 9回)
3	再任 <small>おだじ またくみ</small> 小田 島 匠		100% (14回中14回)
4	新任 <small>とくなり むねあき</small> 徳成 旨亮		— —
5	再任 <small>ねぎし あきお</small> 根岸 秋男 <small>社外取締役候補者 独立役員候補者</small>	指名審議委員会 報酬審議委員会	100% (14回中14回)
6	新任 <small>むらやま いげ</small> 村山 滋 <small>社外取締役候補者 独立役員候補者</small>		— —

※ 馬立稔和氏は、2019年6月27日開催の第155期定時株主総会において新たに選任されたため、就任後の開催回数、出席回数及び出席率を記載しております。

候補者番号 1

うしだ かずお
牛田 一雄

生年月日

1953年1月25日 (67歳)

所有する当社株式の数

28,899株

取締役在任年数

15年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 当社入社
2003年 6月 当社執行役員 精機カンパニー開発本部長
2005年 6月 当社常務取締役 兼 上席執行役員 精機カンパニープレジデント
2007年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 精機カンパニープレジデント
2009年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 知的財産本部担当役員、
精機カンパニープレジデント
2013年 6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員 知的財産本部担当役員、
精機カンパニープレジデント、経営企画本部副担当役員
2014年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
メディカル事業推進本部管掌、新事業開発本部管掌
2015年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
経営戦略本部管掌、メディカル事業推進本部管掌、
新事業開発本部管掌
2016年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
新事業開発本部担当
2017年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
新事業開発本部担当、光学本部担当、研究開発本部担当
2018年 6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員
新事業開発本部担当、光学本部担当、研究開発本部担当
2019年 4月 当社代表取締役会長
2020年 4月 当社取締役会長 (現在に至る)

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

牛田一雄氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長・カンパニープレジデントを歴任しました。最先端の半導体装置市場のグローバルな競争環境において培った事業経営の経験を活かし、社長として構造改革を主導するなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

うまたて としかず
馬立 稔和

生年月日

1956年3月1日 (64歳)

所有する当社株式の数

18,065株

取締役在任年数

1年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社

2005年 6月 当社執行役員 精機カンパニー開発本部長

2009年 6月 当社執行役員 精機カンパニー副プレジデント 兼 営業本部長

2012年 6月 当社常務執行役員 精機カンパニー副プレジデント
兼 半導体露光装置事業部長

2014年 6月 当社常務執行役員 半導体装置事業部長

2018年 4月 当社常務執行役員 半導体装置事業部長、技術戦略担当、
コンポーネント事業推進室担当

2019年 4月 当社社長執行役員 新事業開発本部担当、研究開発本部担当、
コンポーネント事業推進室担当

2019年 6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO
新事業開発本部担当、研究開発本部担当、
コンポーネント事業推進室担当

2019年 7月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO
研究開発本部担当、次世代プロジェクト本部担当、
コンポーネント事業推進室担当

2019年10月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO
研究開発本部担当、次世代プロジェクト本部担当、
コンポーネント事業室担当

2020年 4月 当社代表取締役 兼 社長執行役員
CEO、研究開発本部担当、デザインセンター担当、
デジタルソリューションズ事業部担当 (現在に至る)

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

馬立稔和氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長・半導体装置事業部長等を歴任しました。現在の技術ポートフォリオを俯瞰的に把握しており、技術戦略委員会委員長として全社的な成長戦略の策定に携わるなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

おだじま たくみ
小田島 匠

生年月日

1958年12月5日 (61歳)

所有する当社株式の数

11,300株

取締役在任年数

3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2012年 6月 当社執行役員 精機カンパニー企画本部長
2014年 6月 当社執行役員 経営戦略本部
2016年12月 当社執行役員 経営戦略本部 兼 人事・総務本部副本部長
2017年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長
2018年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長、
リスク管理担当
2020年 4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 人事・総務本部長、
リスク管理担当、経営監査部担当、
情報セキュリティ推進部担当、知的財産本部担当 (現在に至る)

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

小田島匠氏は、インストルメンツ事業の営業部門・事業企画部門に携わった後、経営企画部ゼネラルマネジャー、精機カンパニー企画本部長、人事・総務本部長などを歴任しました。重要施策推進の責任者としての豊富な経験を有しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4

とくなり むねあき
徳成 旨亮

生年月日

1960年3月6日 (60歳)

所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数

0年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社
 2005年10月 同行フロンティア戦略企画部長
 2007年 4月 同行役員付部長 兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
 財務企画部長
 2009年 6月 同行執行役員 兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
 財務企画部長
 2010年 6月 同行執行役員 経営企画部長
 2011年 6月 同行常務執行役員 経営企画部長
 2012年 6月 同行常務取締役 経営企画部・フロンティア戦略企画部・人事部・
 社員相談室担当
 2013年 6月 同行専務取締役 経営企画部・フロンティア戦略企画部・人事部・
 社員相談室担当
 2014年 6月 同行専務取締役 経営企画部・フロンティア戦略企画部担当
 2015年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役執行役常務
 グループCFO 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱
 UFJ銀行) 常務取締役CFO
 2016年 5月 同社取締役執行役専務グループCFO 兼 株式会社三菱東京UFJ銀
 行専務取締役CFO
 2018年 6月 同社執行役専務グループCFO 兼 株式会社三菱UFJ銀行専務取締
 役CFO
 2020年 4月 当社専務執行役員 CFO、財務・経理本部担当 (現在に至る)

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

徳成旨亮氏は、1982年に三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式
 会社) に入社し、同行や株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおける企
 画部門の責任者やCFO、株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀
 行) のCFOを歴任しました。信託銀行及び商業銀行での豊富な業務経験と幅広
 い知見を有しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を
 取締役候補者としております。

候補者番号 5

ねぎし あきお

根岸 秋男

社外取締役候補者
独立役員候補者

生年月日

1958年10月31日 (61歳)

所有する当社株式の数

0株

社外取締役在任年数

4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 明治生命保険相互会社 (現 明治安田生命保険相互会社) 入社

2009年 7月 同社執行役

2012年 4月 同社常務執行役

2013年 7月 同社取締役代表執行役社長 (現在に至る)

2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

[重要な兼職の状況]

明治安田生命保険相互会社取締役代表執行役社長

当社との特別な利害関係

当社は、根岸秋男氏が代表執行役社長である明治安田生命保険相互会社との間では主に資金の借りに関する取引があります。なお、過去3年間における同社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準 (20頁ご参照) を満たしております。

社外取締役候補者とした理由

根岸秋男氏は、明治安田生命保険相互会社の代表執行役社長を務めており、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけたと考えております。

- (注) 1. 根岸秋男氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
2. 当社と根岸秋男氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

候補者番号 6

むらやま しげる
村山 滋
 社外取締役候補者
 独立役員候補者

生年月日

1950年2月27日 (70歳)

所有する当社株式の数

500株

社外取締役在任年数

0年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月 川崎重工業株式会社入社
 2005年 4月 同社執行役員
 2008年 4月 同社常務執行役員
 2010年 6月 同社代表取締役常務
 2013年 6月 同社代表取締役社長
 2016年 6月 同社代表取締役会長
 2017年 6月 同社取締役会長 (2020年6月退任予定)
 2020年 6月 同社特別顧問就任予定

[重要な兼職の状況]

川崎重工業株式会社特別顧問 (2020年6月就任予定)

当社との特別な利害関係

当社は、村山滋氏が取締役会長である川崎重工業株式会社との間で外注取引関係があります。なお、過去3年間における同社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準(20頁ご参照)を満たしております。

社外取締役候補者とした理由

村山滋氏は、川崎重工業株式会社の代表取締役などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけたと考えております。

- (注) 1. 村山滋氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社と村山滋氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役鶴見淳、上原治也、畑口紘、石原邦夫の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願い申し上げます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	委員会担当状況	取締役会出席状況*	監査等委員会出席状況
1	再任 <small>つるみ あつし</small> 鶴見 淳		100% (14回中14回)	100% (10回中10回)
2	再任 <small>いしはら くに お</small> 石原 邦夫	社外取締役候補者 独立役員候補者	指名審議委員会	100% (14回中14回) 100% (10回中10回)
3	新任 <small>ひるた しろう</small> 蛭田 史郎	社外取締役候補者 独立役員候補者	指名審議委員会	100% (10回中10回) — —
4	新任 <small>やまがみ あさこ</small> 山神 麻子	社外取締役候補者 独立役員候補者	— —	— —

※ 蛭田史郎氏は、2019年6月27日開催の第155期定時株主総会において監査等委員以外の取締役に選任されており、就任後の開催回数、出席回数及び出席率を記載しております。

候補者番号	1	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
つるみ 鶴見	あつし 淳	1982年 4月 当社入社 2012年 4月 当社財務・経理本部財務部ゼネラルマネジャー 2014年 6月 当社経営監査部長 2018年 6月 当社取締役（監査等委員）（現在に至る）
生年月日	1959年9月29日（60歳）	当社との特別な利害関係
所有する当社株式の数	4,800株	特になし
取締役在任年数	2年	取締役候補者とした理由
		鶴見淳氏は、入社以来、財務・経理関連業務に従事した後、産業機器事業の海外子会社副会長、内部監査部門の責任者を歴任しました。財務・経理に関する高い専門性を有しており、経営に対する全般的な監査の見地から監査等委員としての責務を果たすための資質を有していると考えことから、監査等委員である取締役候補者としております。

(注) 当社と鶴見淳氏との間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

候補者番号 2

いしはら くに お

石原 邦夫

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日

1943年10月17日 (76歳)

所有する当社株式の数

1,800株

社外取締役在任年数

4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年 4月 東京海上火災保険株式会社入社

2001年 6月 同社取締役社長

2002年 4月 株式会社ミレアホールディングス取締役社長

2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長

2007年 6月 同社取締役会長

2007年 6月 株式会社ミレアホールディングス取締役会長

2008年 7月 東京海上ホールディングス株式会社取締役会長

2013年 6月 東京海上日動火災保険株式会社相談役 (現在に至る)

2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現在に至る)

[重要な兼職の状況]

東京海上日動火災保険株式会社相談役

東急株式会社社外監査役

日本郵政株式会社社外取締役

株式会社三菱総合研究所社外監査役

当社との特別な利害関係

当社は、石原邦夫氏が相談役である東京海上日動火災保険株式会社と保険取引関係があります。なお、過去3年間における同社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準(20頁ご参照)を満たしております。

社外取締役候補者とした理由

石原邦夫氏は、東京海上日動火災保険株式会社等の代表取締役就任の経歴を持ち、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準(20頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけたと考えております。

- (注) 1. 石原邦夫氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
2. 当社と石原邦夫氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 石原邦夫氏が社外取締役を務めている日本郵政株式会社は、同社の子会社である株式会社かんぽ生命保険及び日本郵便株式会社において発生した保険商品の不適正な募集行為に関し、同社のグループガバナンスの機能不全、グループコンプライアンスの不徹底が認められたことを理由として、2019年12月27日に総務大臣及び金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は、本件事実について、事前に認識していませんでしたが、日頃から、法令遵守の視点に立った提言を行っていました。事後には、判明した事実について、徹底した調査および再発防止を指示しました。

候補者番号 3

ひるた しろう

蛭田 史郎

社外取締役候補者
独立役員候補者

生年月日

1941年12月20日 (78歳)

所有する当社株式の数

500株

社外取締役在任年数

1年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年 4月 旭化成工業株式会社 (現 旭化成株式会社) 入社
 1997年 6月 同社取締役
 1999年 6月 同社常務取締役
 2001年 6月 同社専務取締役
 2002年 6月 同社取締役副社長
 2003年 4月 同社代表取締役社長
 2010年 4月 同社取締役最高顧問
 2010年 6月 同社最高顧問
 2013年 6月 同社常任相談役
 2016年 6月 同社相談役
 (2020年6月退任予定)
 2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

当社との特別な利害関係

特になし

社外取締役候補者とした理由

蛭田史郎氏は、旭化成株式会社の代表取締役などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与するとともに、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただくと考えております。また、当社の定める独立性判断基準 (20頁ご参照) を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただくと考えております。

- (注) 1. 蛭田史郎氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
2. 当社と蛭田史郎氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

候補者番号 4	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
やまがみ あさこ 山神 麻子 社外取締役候補者 独立役員候補者	1999年 4月 弁護士登録 太陽法律事務所（現 ポールヘイスティングス法律事務所）入所 2005年10月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社（出向） 2006年 5月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2012年 7月 名取法律事務所入所（パートナー 現在に至る） 2016年 1月 日本弁護士連合会国際室室長 [重要な兼職の状況] カゴメ株式会社社外取締役（監査等委員）
生年月日	当社との特別な利害関係
1970年1月1日（50歳）	特になし
所有する当社株式の数	社外取締役候補者とした理由
0株	山神麻子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、企業内弁護士としての勤務経験を有するほか、弁護士としてコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を有しており、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準（20頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけたと考えております。
社外取締役在任年数	
0年	

- (注) 1. 山神麻子氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社と山神麻子氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(ご参考)

社外取締役の独立性の判断基準

当社は、会社法上の社外取締役の要件に加え、以下の要件に該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- a) 候補者が、当社グループの在籍者または出身者である場合
- b) 候補者が、当社の「主要な取引先※」若しくは「主要な取引先」の業務執行者である場合
- c) 候補者が、主要株主若しくは主要株主の業務執行者である場合
- d) 候補者が、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者である場合
- e) 候補者が、当社が寄付を行っている先またはその出身者である場合
- f) 候補者の二親等以内の者が、当社グループまたは当社の「主要な取引先」の重要な業務執行者である場合

※「主要な取引先」とは、以下に該当する取引先をいうものとします。

- (1) 過去3年間の何れかの1年において以下の取引がある取引先
 - ・当社からの支払いが取引先連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
 - ・当社への支払いが当社連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
- (2) 当社より、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の世界経済は、総じて堅調に推移していましたが、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、一転して不透明な状況となりました。

事業別では、映像事業においては、レンズ交換式デジタルカメラ市場及びコンパクトデジタルカメラ市場は縮小傾向が続きました。精機事業においては、FPD関連分野は中小型パネル用の設備投資は一段落し、大型パネル用の設備投資についても一部後ろ倒しとなった一方、半導体関連分野の設備投資は回復基調となりました。ヘルスケア事業においては、バイオサイエンス分野及び眼科診断分野ともに堅調に推移してまいりました。

そのような中、第4四半期に入ると新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市況は急速に悪化しました。

当社グループでは、2019年5月に発表した中期経営計画の下、持続的企業価値の向上に向けた成長基盤構築を目標とし、各種施策に取り組みました。

まず、「新たな収益の柱の創出」の一環として、光加工機シリーズを市場に投入する一方、DMG森精機株式会社との包括的な業務提携を行うなど、材料加工事業の立ち上げに注力しました。あわせて、「既存事業の収益力強化」として、映像事業における事業構造の抜本的改革に取り組むとともに、主力事業のサプライチェーン最適化、管理間接部門スリム化などによるコストダウン等を推し進めました。また、ガバナンス改革として、指名審議委員会の設置、社外取締役の多様化などにも取り組みました。

このような状況の下、当社グループの連結業績は、売上収益は5,910億12百万円、前期比1,176億48百万円（16.6%）の減収、営業利益は67億51百万円、前期比759億2百万円（91.8%）の減益、親会社の所有者に帰属する当期利益は76億93百万円、前期比588億20百万円（88.4%）の減益となりました。

セグメント情報は次のとおりです。

映像事業

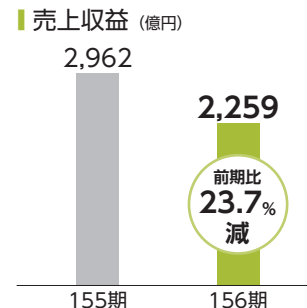
主要な事業内容 レンズ交換式デジタルカメラ、コンパクトデジタルカメラ、交換レンズ

レンズ交換式デジタルカメラは、小型・軽量で高性能なミラーレスカメラ「Z 50」や、高い性能と多彩な機能を搭載したデジタル一眼レフカメラ「D780」を発売するとともに、ミラーレスカメラ用交換レンズを拡充させ、プロ・趣味層向け中高級機の拡販に努めました。

コンパクトデジタルカメラは、光学83倍ズームを搭載した「COOLPIX P950」を発売し、高付加価値製品の販売に注力しました。

しかしながら、市場の縮小傾向に加えて新型コロナウイルス感染症拡大による需要減退や新製品発売延期の影響により、販売台数は減少しました。

これらの結果、当事業の売上収益は2,258億94百万円、前期比23.7%減となり、構造改革関連費用や固定資産の減損損失を計上したこともあり、営業損失は171億53百万円（前期は220億69百万円の営業利益）となりました。



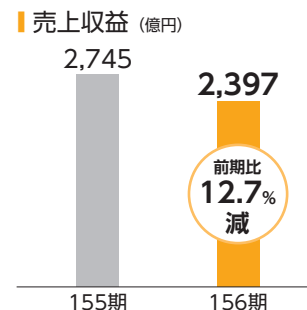
精機事業

主要な事業内容 FPD露光装置、半導体露光装置

FPD露光装置分野では、第10.5世代プレートサイズ対応装置の販売は堅調であったものの、全体としては販売台数が減少しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大により一部装置の販売が次期に繰り延べになったこともあり、大幅な減収減益となりました。

半導体露光装置分野では、ArF液浸スキャナーやArFスキャナーの販売台数が増加し、増収増益となりました。

これらの結果、当事業の売上収益は2,397億28百万円、前期比12.7%減、営業利益は467億74百万円、前期比42.8%減となりました。

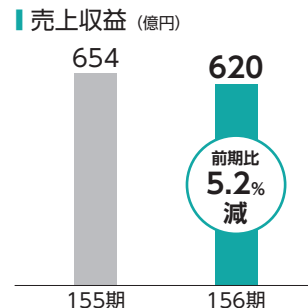


ヘルスケア事業

主要な事業内容 生物顕微鏡、細胞培養観察装置、
超広角走査型レーザー検眼鏡

バイオサイエンス分野では、生物顕微鏡の販売増加に向けて、眼科診断分野では、超広角走査型レーザー検眼鏡の販売増加に向けて、それぞれ堅調に推移していたものの、いずれの分野も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて急減速し、減収となりました。

これらの結果、当事業の売上収益は620億24百万円、前期比5.2%減となり、経費抑制等によって損失の最小化に努めたものの、赤字幅は拡大し、営業損失は24億55百万円（前期は19億37百万円の営業損失）となりました。



産業機器・その他

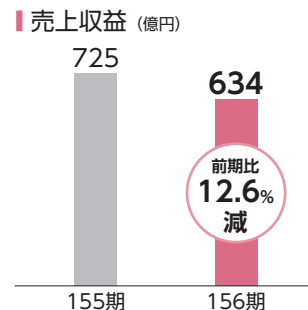
主要な事業内容 工業用顕微鏡、測定機、特注機器、
FPDフォトマスク基板

産業機器事業では、中国等アジアを中心に市況が低調に推移したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う投資抑制により減収となりました。経費抑制等により収益性を改善しましたが、のれんの減損等により減益となりました。

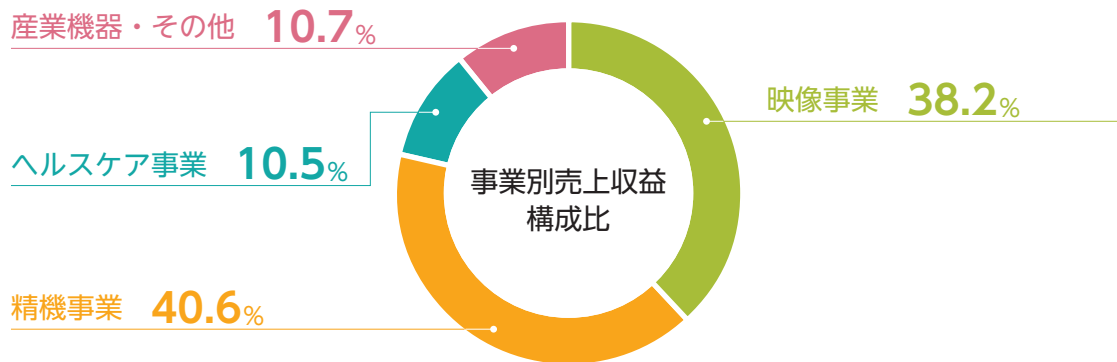
カスタムプロダクツ事業では、固体レーザーと光学部品が増収となりました。

ガラス事業では、FPDフォトマスク基板の拡販を進めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市況が悪化し、減収となりました。

この結果、これらの事業等の売上収益は633億66百万円、前期比12.6%減、営業利益は31億85百万円、前期比54.1%減となりました。



(注) 事業別の営業損益には、当社グループ内取引において生じた損益を含んでおります。



② 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は287億75百万円であり、事業別の投資額は、映像事業81億4百万円、精機事業55億32百万円、ヘルスケア事業23億96百万円、産業機器・その他68億81百万円であります。また、主な設備投資の内容は、映像事業におけるミラーレスカメラ関連の生産及び精機事業におけるFPD露光装置の増産のための投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度末現在の有利子負債残高は1,391億36百万円であり、前期末と比べ101億44百万円増加しております。

なお、当事業年度は増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 対処すべき課題

2021年3月期は、中期経営計画の下、引き続き「新たな収益の柱の創出」と「既存事業の収益力強化」に取り組めます。

新たな収益の柱の創出としては、光を使った独自性の高い製品の開発・販売に注力するとともに、受託加工や顧客アプリケーション開発も並行して推進し、材料加工事業の立ち上げに努めます。

また、既存事業の収益力強化については、映像事業の構造改革を断行するとともに、主力事業において、グローバルでの販売、生産体制再編などの施策を進め、コスト改革を進めることにより、収益力の向上に取り組めます。

加えて、デジタルマニュファクチャリングによる「ものづくり体制の構築」を進めるとともに、全社視点での付加価値向上と業務のスリム化を進め、グループ全体のシナジーを最大化すべく横串戦略の強化にも努めてまいります。

さらに、指名審議委員会の機能強化や取締役会の実効性向上など、コーポレート・ガバナンスの強化を図ります。

これらを通じて、引き続き、「持続的・中長期的な企業価値向上」を実現する「精密・光学のリーディングカンパニー」を目指してまいります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社グループに関するものは以下のとおりです。

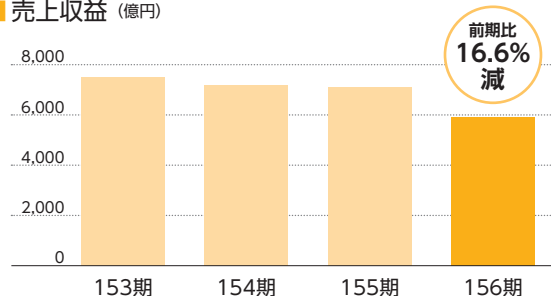
区 分	第153期 (2016年度)	第154期 (2017年度)	第155期 (2018年度)	第156期 (2019年度)
売上収益(百万円)	749,273	717,078	708,660	591,012
営業利益(百万円)	774	56,236	82,653	6,751
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	3,967	34,772	66,513	7,693
基本的1株当たり 当期利益	10円01銭	87円76銭	167円86銭	19円93銭
資産合計(百万円)	1,018,351	1,098,343	1,134,985	1,005,881
資本合計(百万円)	538,150	573,541	616,726	541,760

(注) 1. 上表には国際会計基準(IFRS)に準拠した数値を記載しております。

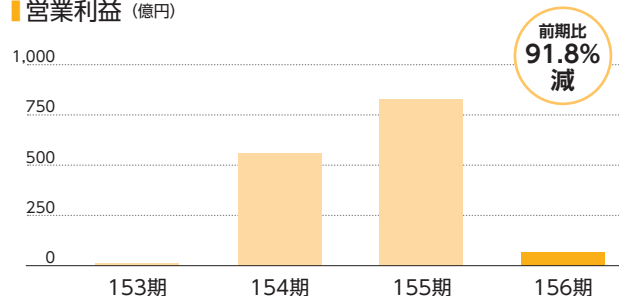
2. 第155期よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用し、従来販売管理費として計上していた販売促進費等の一部を売上収益から控除しております。

3. 第156期よりIFRS第16号「リース」を適用し、リースと識別された契約につき、使用权資産及びリース負債を認識しております。

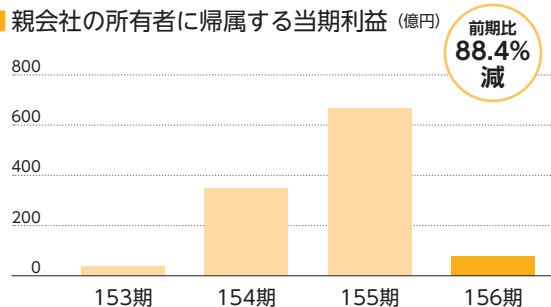
■売上収益(億円)



■営業利益(億円)



■親会社の所有者に帰属する当期利益(億円)



(4) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

当社に関するものは、以下のとおりです。

また、当社子会社に関するものは、次の「(5) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

事業所名	所在地
本社	東京都
大井製作所	東京都
横浜製作所	神奈川県
相模原製作所	神奈川県

事業所名	所在地
熊谷製作所	埼玉県
水戸製作所	茨城県
横須賀製作所	神奈川県

(5) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社栃木ニコン	栃木県	363百万円	100.0%	交換レンズ、各種光学レンズ等の製造
株式会社仙台ニコン	宮城県	480百万円	100.0%	映像事業製品の製造
株式会社ニコンイメージングジャパン	東京都	400百万円	100.0%	映像事業製品の国内における販売
Nikon (Thailand) Co., Ltd.	タイ	1,260百万バーツ	100.0%	映像事業製品の製造
Nikon Inc.	米国	1,000米ドル	* 100.0%	映像事業製品の米州における販売
Nikon Europe B.V.	オランダ	1,000千ユーロ	* 100.0%	映像事業製品の欧州における販売
Nikon Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	32百万シンガポールドル	* 100.0%	映像事業製品のアジア・オセアニアにおける販売
Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd.	中国	10百万米ドル	* 100.0%	映像事業製品の中国における販売
株式会社栃木ニコンプレシジョン	栃木県	204百万円	100.0%	精機事業の製品及び部品の製造
Nikon Precision Inc.	米国	1,000米ドル	* 100.0%	精機事業製品の米国及び欧州における販売
株式会社ニコンインステック	東京都	418百万円	100.0%	産業機器事業製品の国内における販売
Optos Plc	英国	1,524千英ポンド	100.0%	ヘルスケア事業製品の製造及び販売
Nikon Metrology NV	ベルギー	97百万ユーロ	* 100.0%	産業機器事業製品の製造及び欧州・米国での販売

(注) *は間接所有を含めた出資比率であることを表しております。

(6) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
20,190名	727名減

(注) 従業員数には、パート、契約社員などは含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,442名	44名増	44.6歳	18.0年

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者、パート、契約社員などは含めておりません。

(7) 当社の主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	17,110
明治安田生命保険相互会社	13,000

(8) 主要な組織再編行為等の状況

① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

② 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は取締役会決議に基づき、以下の通り自己株式の取得及び自己株式の消却を行っております。

- ① 2019年5月9日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得
 - ・取得期間：2019年5月10日～2019年6月20日
 - ・取得した株式の総数：6,667,200株
 - ・株式の取得価額の総額：9,999,971,600円

- ② 2019年11月7日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び自己株式の消却
 - ・取得期間：2019年11月8日～2020年3月17日
 - ・取得した株式の総数：22,542,400株
 - ・株式の取得価額の総額：29,999,932,200円
 - ・消却した日：2020年3月31日
 - ・消却した株式の総数：22,542,400株

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 1,000,000,000株

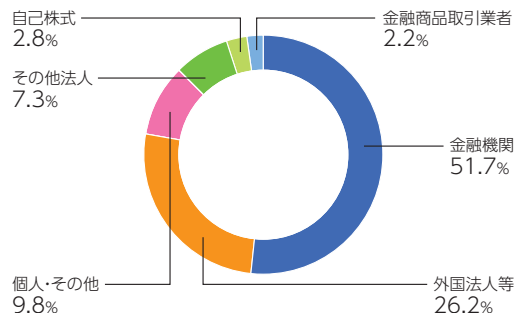
② 発行済株式の総数 378,336,521株

(注)2020年3月31日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期末比22,542,400株減少しました。

③ 株主数 40,624名

④ 大株主

所有者別株式数分布状況



株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	45,881	12.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	20,106	5.5
明治安田生命保険相互会社	19,537	5.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	7,692	2.1
株式会社三菱UFJ銀行	7,378	2.0
株式会社常陽銀行	6,801	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	6,598	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	5,074	1.4
株式会社静岡銀行	4,996	1.4
三菱重工業株式会社	4,828	1.3

(注) 自己株式 (10,639,962株) は、上記大株主から除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社の会社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2020年3月31日現在)

回次 (発行年月日)	新株 予約権 の個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たりの 発行価額	1個当たりの行 使価額	権利行使期間	保有状況	
						取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (監査等委員)
第5回 (2007年8月27日)	21個	当社普通株式 2,100株	325,900円	100円	2007年8月28日から 2037年8月27日まで	21個 (2名)	—
第6回 (2008年11月25日)	132個	当社普通株式 13,200株	73,400円	100円	2008年11月26日から 2038年11月25日まで	101個 (2名)	31個 (1名)
第7回 (2009年8月10日)	71個	当社普通株式 7,100株	140,800円	100円	2009年8月11日から 2039年8月10日まで	54個 (2名)	17個 (1名)
第8回 (2010年7月14日)	67個	当社普通株式 6,700株	152,700円	100円	2010年7月15日から 2040年7月14日まで	51個 (2名)	16個 (1名)
第9回 (2012年3月19日)	111個	当社普通株式 11,100株	203,700円	100円	2012年3月20日から 2042年3月19日まで	71個 (2名)	40個 (1名)
第10回 (2012年8月23日)	184個	当社普通株式 18,400株	172,600円	100円	2012年8月24日から 2042年8月23日まで	134個 (3名)	50個 (1名)
第11回 (2013年8月1日)	242個	当社普通株式 24,200株	163,200円	100円	2013年8月2日から 2043年8月1日まで	189個 (3名)	53個 (1名)
第12回 (2014年8月1日)	419個	当社普通株式 41,900株	118,300円	100円	2014年8月2日から 2044年8月1日まで	346個 (3名)	73個 (1名)
第13回 (2015年7月28日)	548個	当社普通株式 54,800株	104,000円	100円	2015年7月29日から 2045年7月28日まで	450個 (4名)	98個 (1名)
第14回 (2016年7月29日)	658個	当社普通株式 65,800株	121,300円	100円	2016年7月30日から 2046年7月29日まで	561個 (5名)	97個 (1名)
第15回 (2017年7月27日)	384個	当社普通株式 38,400株	168,100円	100円	2017年7月28日から 2047年7月27日まで	384個 (5名)	—
第16回 (2018年4月23日)	517個	当社普通株式 51,700株	164,400円	100円	2018年4月24日から 2048年4月23日まで	517個 (5名)	—
第17回 (2019年4月22日)	1,146 個	当社普通株式 114,600株	95,300円	100円	2019年4月23日から 2049年4月22日まで	1,146個 (5名)	—

(注) 1. 社外取締役に付与した新株予約権はありません。

2. 監査等委員である取締役が保有する新株予約権は、当該監査等委員である取締役が監査等委員以外の取締役又は執行役員の在任期間中に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 当社の取締役を兼務していない執行役員に対して、以下のとおり新株予約権を交付しております。

回次 (発行年月日)	新株予約権 の個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たりの 発行価額	1個当たりの 行使価額	権利行使期間	交付人数
第17回 (2019年4月22日)	1,063個	当社普通株式 106,300株	95,300円	100円	2019年4月23日から 2049年4月22日まで	13名

- ③ その他現に発行している新株予約権
 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※ 取締役会長	牛 田 一 雄	
※ 取締役（社長執行役員 兼 CEO）	馬 立 稔 和	研究開発本部担当、次世代プロジェクト本部担当、 コンポーネント事業室担当 *
※ 取締役（副社長執行役員 兼 CFO）	岡 昌 志	経営監査部担当、財務・経理本部担当、 知的財産本部担当 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役
取締役（常務執行役員）	小 田 島 匠	人事・総務本部長、リスク管理担当
取締役（常務執行役員）	萩 原 哲	経営戦略本部長、ガラス事業室担当
取締役	根 岸 秋 男	明治安田生命保険相互会社取締役代表執行役社長
取締役	蛭 田 史 郎	旭化成株式会社相談役 *
取締役（常勤監査等委員）	本 田 隆 晴	—
取締役（常勤監査等委員）	鶴 見 淳	—
取締役（監査等委員）	上 原 治 也	三菱UFJ信託銀行株式会社特別顧問 株式会社小糸製作所社外取締役
取締役（監査等委員）	畑 口 紘	弁護士 双信電機株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	石 原 邦 夫	東京海上日動火災保険株式会社相談役 東急株式会社社外監査役 日本郵政株式会社社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外監査役

(注) 1. ※印は代表取締役を表します。なお、当社の代表取締役は2020年4月1日付で馬立稔和及び小田島匠の2名となっております。

2. *印は2019年6月27日開催の第155期定時株主総会において新たに選任された取締役を表します。
3. 取締役のうち、根岸秋男、蛭田史郎、上原治也、畑口紘及び石原邦夫の各氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 常勤の監査等委員である取締役として、本田隆晴氏及び鶴見淳氏を選定しています。両氏は、監査等委員会の活動の実効性確保のため、経営委員会、各種委員会等の重要会議に出席し、経営執行状況の的確な把握と監査に努め、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかの監査・監督に努める職務を担っております。
5. 監査等委員である取締役鶴見淳氏は、当社の経理部門における長年の経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、社外取締役が兼任する各社との間で主に以下の取引関係があります。なお、各社への支払金額は、各社の連結売上高の2%未満であります。
- ・ 明治安田生命保険相互会社からの資金の借入れ
 - ・ 三菱UFJ信託銀行株式会社に対し、年金資産の運用等の委託
 - ・ 東京海上日動火災保険株式会社に対し、保険取引
7. 岡本恭幸氏は、2019年6月27日開催の第155期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任しました。
8. 岡昌志氏は、2020年5月31日付で辞任により取締役を退任しました。

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役の執行役員兼務状況は前頁に記載の表のとおりであります。2020年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	浜 田 智 秀	FPD装置事業部長、産業機器事業部担当、 カスタムプロダクツ事業部担当、エンコーダ事業室担当
常務執行役員	御 給 伸 好	映像事業部特命担当、デザインセンター担当
常務執行役員	濱 谷 正 人	半導体装置事業部長、ヘルスケア事業部担当
執 行 役 員	吉 川 健 二	経営戦略本部副本部長
執 行 役 員	長 塚 淳	生産本部長
執 行 役 員	中 山 正	産業機器事業部長
執 行 役 員	鈴 木 博 之	情報セキュリティ推進本部長 兼 ITソリューション本部長
執 行 役 員	池 上 博 敬	映像事業部長
執 行 役 員	森 本 哲 也	Nikon Europe B.V.社長
執 行 役 員	金 原 寿 郎	FPD装置事業部副事業部長
執 行 役 員	石 塚 伸 之	半導体装置事業部副事業部長 兼 生産本部副本部長
執 行 役 員	山 口 達 也	ヘルスケア事業部長
執 行 役 員	村 上 直 之	映像事業部開発統括部長
執 行 役 員	大 村 泰 弘	光学本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等の額

区 分			監査等委員 以外の取締役 (うち社外取締役)	監査等委員 である取締役 (うち社外取締役)	合計
固定報酬	月例定額報酬	支給人数	8名 (2名)	5名 (3名)	13名 (5名)
		支給額	294百万円 (26百万円)	104百万円 (45百万円)	398百万円 (71百万円)
業績連動 報酬	賞与	支給人数	5名 (-)	-	5名 (-)
		支給額	21百万円 (-)	-	21百万円 (-)
	業績連動型 株式報酬	支給人数	5名 (-)	-	5名 (-)
		支給額	99百万円 (-)	-	99百万円 (-)
株式報酬	株式報酬型 ストックオプション	支給人数	5名 (-)	-	5名 (-)
		支給額	101百万円 (-)	-	101百万円 (-)
合計		支給人数	8名 (2名)	5名 (3名)	13名 (5名)
		支給額	514百万円 (26百万円)	104百万円 (45百万円)	619百万円 (71百万円)

- (注) 1. 上記のうち、固定報酬/月例定額報酬及び合計に係る支給人数・支給額には、2019年6月27日開催の第155期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員以外の取締役1名（うち、社外取締役0名）及び当該取締役に係る支給額を含んでおります。
2. 上記の賞与の支給額は、報酬審議委員会の審議を経て、2020年5月28日開催の取締役会にて監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に支給することを決議した総額であります。
3. 上記の業績連動型株式報酬の支給額は、監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬の当事業年度の引当金繰入額であります。
4. 上記の株式報酬型ストックオプションの支給額は、監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に付与した新株予約権に関する報酬等の額の当事業年度の費用計上額であります。
5. 監査等委員以外の取締役の報酬等について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

④ 取締役の報酬に関する基本方針及び手続

報酬制度については、以下のような方針及び手続によるものとします。

イ. 基本方針

役員報酬は、以下の基本的な事項を満たすように定める。

- ・企業価値及び株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めること
- ・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨すること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性が高いこと

ロ. 報酬体系及び業績連動の仕組み

a) 業務執行取締役及び執行役員の報酬体系は、以下のもので構成され、また、報酬の配分比率は、役位・職責に応じて固定報酬に対する業績連動報酬および株式報酬の割合が変化する設計とする。

<固定報酬>

- ・「月例定額報酬」

業績に連動しない金銭報酬とする。

<業績連動報酬>

- ・「賞与」

単年度における当社全体及び各担当部門の資本効率、収益性等の目標達成度及び定性評価に基づき、標準支給額に対して0～200%の範囲で決定される金銭報酬とする。

- ・「業績連動型株式報酬」

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、3年毎に設定する中期経営計画で提示する最終事業年度の当社全体の資本効率等の目標達成度等に基づき、0～150%の範囲で決定される株式報酬とする。

<株式報酬>

- ・「株式報酬型ストックオプション」

株主との価値共有及び長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与される新株予約権とする。なお、株式の希薄化率が5%を超えない範囲内で実施するものとする。

b) 非業務執行取締役の報酬体系は、固定報酬（月例定額報酬）のみとする。

ハ. 報酬水準及び報酬額の決定方法

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、報酬審議委員会が関連諸制度の審議・提言を行い、当社業績、事業規模などに見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮する。

報酬審議委員会は、役員報酬の方針策定、制度の検討、具体的算定方法などについて審議を行い、その審議結果に基づき、監査等委員以外の取締役報酬については取締役会の決議により決定するとともに、監査等委員である取締役報酬については監査等委員である取締役の協議によって決定する。

また、報酬審議委員会は、適切な監督を実施するという観点から、委員の過半数を社外取締役及び社外有識者とするとともに、委員長も社外取締役とする。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

「①取締役の状況」(33頁)に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	取締役会	監査等委員会
根岸 秋男	取締役	14回中14回出席	—
蛭田 史郎	取締役	10回中10回出席	—
上原 治也	取締役 (監査等委員)	14回中13回出席	10回中9回出席
畑口 紘	取締役 (監査等委員)	14回中14回出席	10回中10回出席
石原 邦夫	取締役 (監査等委員)	14回中14回出席	10回中10回出席

- ・蛭田史郎氏は、2019年6月27日開催の第155期定時株主総会において新たに選任されたため、就任後の開催回数及び出席回数を記載しております。
- ・各社外取締役は、経営に関する高い見識又は弁護士としての専門的な知識等に基づき、業務執行から独立した立場で、取締役会の審議・報告内容につき、積極的に発言しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	133
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	183

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期までの会計監査の職務遂行状況及び当該期の報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当会計監査人の報酬は相当であると判断して会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的に区分できないため、上表上段の金額には、これらを合算して記載しております。

4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、内部統制に関するコンサルティング業務を委託し、対価を支払っております。なお、上表下段の金額には当該対価を含んでおります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任します。

また、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、会計監査人が適格性又は独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、取締役会は監査等委員会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

【決議内容】

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化を進めることが重要であり、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。すなわち、当社及び当社子会社（以下「グループ」と記載します）における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を図ることが重要な経営責任であると認識し、これに沿った諸制度、組織等の体制を整備・充実させ、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

- ① グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. グループの社会的責任に対する基本姿勢及びグループの役職員が法令や社内規則に従い高い倫理観をもって良識ある行動をとるための基準を示した「ニコン行動規範」を制定し、企業倫理意識の浸透・定着を図ります。
 - ロ. 社会的責任経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発、活動監視を目的とした「CSR委員会」を設置し、その傘下において「企業倫理委員会」が、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保するための活動を定常的に行います。
 - ハ. 反社会的勢力の排除に関しては、その基本的な考え方を「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築します。
 - ニ. グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めます。
 - ホ. グループの業務遂行が、法令、社内規則等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立した内部監査部門として経営監査部を設置し、内部監査を行います。
 - ヘ. 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループのコンプライアンスを徹底するために、「倫理ホットライン」などの報告相談窓口を設置し、運用します。
- ② グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社及び国内子会社においては、執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ります。
 - ロ. 組織的かつ効率的な業務遂行のために、グループにおいて各組織並びに役職位の責任と権限の体系を明確にした権限規程を制定し、運用します。
 - ハ. 当社の取締役がグループの意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、「経営委員会」、各種委員会等の会議体を設置し、運用します。この内、「経営委員会」は、常勤取締役等から構成され、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、全般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、各部署より重要事項の報告を受けております。

- 二. 企業理念である「信頼と創造」の下、グループの経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開・具体化します。年度計画目標の達成に向けては、事業部制によって事業運営を行い、事業上の課題及び対応を検討する会議を定期的開催します。また、「業績評価制度」に基づいて年度計画目標の達成度を評価・確認します。
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 当社の取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」「経営委員会規則」「ニコングループ情報管理規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。
 - ロ. 情報の保護については、情報セキュリティ推進部が、グループ全体の情報管理を一元的に統括するなど体制の整備・強化に努めます。また、グループ共通の規程を整備し、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置等について役職員に対し周知・徹底を図ります。
- ④ グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置するとともに、「CSR委員会」、「企業倫理委員会」、「環境委員会」、「輸出審査委員会」、「品質委員会」等の委員会にて専門的知見からリスクを把握し、各リスクに対する規程等の整備及び遵守徹底を図ることで、グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めます。
 - ロ. 経営監査部は、上記の各委員会によるリスクの管理状況について、監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、取締役会は改善策が講じられる体制を整備します。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 子会社の重要な事項については、「子会社等に関する決裁・報告規程」により当社への報告、当社での決裁等がなされる体制を整備します。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、当社監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助する当社の使用人若干名を、専任の監査等委員会スタッフとして従事させます。
 - ロ. 監査等委員会スタッフに対する指揮命令、人事異動及び人事考課については、業務執行者からの独立性を確保します。

- ⑦ グループの取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の監査等委員は、重要な会議に出席し、グループの経営状態・意思決定プロセスについて常に把握する機会を確保します。
 - ロ. 当社の監査等委員会に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査等委員会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制を整備します。
 - ハ. 当社の監査等委員会に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行い、当社の監査等委員会は必要に応じて経営監査部に調査を求めるなど、緊密な連携を保ちます。
 - ニ. 報告相談窓口である「倫理ホットライン」に報告した者への報復行為を禁ずる規定を「倫理ホットライン運用規程」に置くなど、当社の監査等委員会への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保します。
- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査等委員の職務に係わる費用については、監査等委員会からの申請に基づき一定の年間予算を設け、必要な費用は予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払います。さらに、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払います。
- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の監査等委員会の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行います。
 - ロ. 当社の監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。

【運用状況の概要】

- ① コンプライアンスの状況
- ・グループの全ての役員・従業員に、今年度も引き続き、2018年1月に改定した「ニコソ行動規範」の教育を実施し、浸透に努めました。
 - ・国内グループを対象とした意識調査を実施し、調査結果を職場へフィードバックするとともに、必要に応じ改善指導を実施しました。
 - ・競争法教育を国内及び海外で実施し、コンプライアンス強化に努めました。

- ・各種コンプライアンス教育、意識調査等のコンプライアンス推進活動の状況を企業倫理委員会に報告し、各部門へのフィードバックによりコンプライアンス意識の改善、向上に努めました。
- ・倫理ホットラインの周知に努めるとともに、倫理ホットラインに報告された事案に対し適切に対処しました。

② リスク管理の状況

- ・グループでは、リスク管理委員会を年に2回開催しました。
- ・リスクアセスメントを行い、その結果に基づき「リスクマップ」を作成しています。「リスクマップ」は影響規模と発生確率で表しており、高リスクと評価された事項は、各部門と対応策を検討し、リスクの低減を図っています。リスクマップは継続的に更新し、経年変化を可視化しています。また、これらの結果を取締役に報告しました。

③ グループの経営管理の状況

- ・グループ全体の統制としては、「経営委員会規則」、「子会社等に関する決裁・報告規程」等に基づき、子会社の重要な事項について当社に報告させ、当社において決裁等がなされる体制を整備し、それに沿った運営を行っております。
- ・グループ各社においては、「子会社等に関する決裁・報告規程」及び各国の法令等に従った決裁基準の整備・運営を行っております。
- ・情報の保存及び管理については、「二コングループ情報管理規程」その他社内規則に則った運用を行い、グループ内で情報管理に関する監査を実施しました。

④ 監査等委員の職務執行

- ・「経営委員会」等の重要な会議に出席し、経営状態を把握するとともに、意思決定のプロセスや内容について監督を行いました。
- ・各部門、子会社等への往査を実施し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しました。
- ・代表取締役と定期的に意見交換を行い、監査上の課題の共有を図るとともに、必要に応じて是正の要請を行いました。
- ・内部監査を担当する経営監査部や会計監査人と定期的に意見交換を行い、連携を強化しました。また、必要に応じて各部門等と情報を共有するなど有効な監査に努めました。

この事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

以上

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	324,034	仕入債務及びその他の債務	68,856
売上債権及びその他の債権	87,779	社債及び借入金	20,950
棚卸資産	246,530	未払法人所得税	1,845
その他の金融資産	2,901	前受金	175,894
その他の流動資産	15,960	引当金	5,161
流動資産合計	677,203	その他の金融負債	27,210
非流動資産		その他の流動負債	30,238
有形固定資産	106,369	流動負債合計	330,154
使用权資産	15,265	非流動負債	
のれん及び無形資産	46,895	社債及び借入金	102,778
退職給付に係る資産	4,624	退職給付に係る負債	11,047
持分法で会計処理されている投資	10,002	引当金	4,989
その他の金融資産	84,068	繰延税金負債	3,589
繰延税金資産	58,890	その他の金融負債	9,232
その他の非流動資産	2,564	その他の非流動負債	2,332
非流動資産合計	328,677	非流動負債合計	133,966
資産合計	1,005,881	負債合計	464,121
		資本	
		資本金	65,476
		資本剰余金	46,369
		自己株式	△17,639
		その他の資本の構成要素	△39,502
		利益剰余金	485,948
		親会社の所有者に帰属する持分	540,652
		非支配持分	1,108
		資本合計	541,760
		負債及び資本合計	1,005,881

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売上収益	591,012
売上原価	△368,978
売上総利益	222,034
販売費及び一般管理費	△205,698
その他営業収益	6,447
その他営業費用	△16,032
営業利益	6,751
金融収益	5,204
金融費用	△1,908
持分法による投資利益	1,816
税引前利益	11,864
法人所得税費用	△4,022
当期利益	7,842
当期利益の帰属	
親会社の所有者	7,693
非支配持分	149
当期利益	7,842

連結持分変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動				確定給付制度の再測定	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	
2019年4月1日残高	65,476	81,424	△13,044	8,544	—	△835
当期利益	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	△5,666	△1,998	△127
当期包括利益合計	—	—	—	△5,666	△1,998	△127
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得及び処分	—	△42	△40,002	—	—	—
自己株式の消却	—	△35,279	35,279	—	—	—
株式報酬取引	—	266	128	—	—	—
子会社に対する所有者持分の変動	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	△1,770	1,998	△3
所有者との取引額等合計	—	△35,055	△4,594	△1,770	1,998	△3
2020年3月31日残高	65,476	46,369	△17,639	1,108	—	△964

	親会社の所有者に帰属する持分						
	その他の資本の構成要素			利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
在外営業活動体の換算差額	キャッシュフロー・ヘッジの公正価値変動額の有効部分	合計					
2019年4月1日残高	△27,723	21	△19,992	502,056	615,920	806	616,726
当期利益	—	—	—	7,693	7,693	149	7,842
その他の包括利益	△11,976	32	△19,736	—	△19,736	△75	△19,811
当期包括利益合計	△11,976	32	△19,736	7,693	△12,043	74	△11,969
剰余金の配当	—	—	—	△23,576	△23,576	△42	△23,618
自己株式の取得及び処分	—	—	—	—	△40,043	—	△40,043
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—
株式報酬取引	—	—	—	—	394	—	394
子会社に対する所有者持分の変動	—	—	—	—	—	270	270
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	225	△225	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	—	225	△23,801	△63,225	228	△62,997
2020年3月31日残高	△39,699	53	△39,502	485,948	540,652	1,108	541,760

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	414,365	流動負債	290,992
現金及び預金	175,584	電子記録債務	9,410
受取手形	8,556	買掛金	43,280
売掛金	36,834	短期借入金	9,950
製品	55,526	1年内返済予定の長期借入金	1,000
半製品	1,905	1年内償還予定の社債	10,000
原材料	67	リース債務	320
仕掛品	96,772	設備関係未払金	3,009
貯蔵品	9,816	未払費用	16,309
関係会社短期貸付金	18,653	未払法人税等	129
未収還付法人税等	2,391	前受金	157,679
未収入金	11,078	預り金	36,863
その他	1,369	製品保証引当金	1,665
貸倒引当金	△4,185	その他	1,378
固定資産	265,066	固定負債	111,590
有形固定資産	51,847	社債	20,000
建物	18,023	長期借入金	82,925
構築物	623	リース債務	593
機械及び装置	12,984	資産除去債務	2,306
車両運搬具	57	関係会社事業損失引当金	5,012
工具、器具及び備品	6,670	その他	754
土地	9,635	負債合計	402,583
リース資産	812	(純資産の部)	
建設仮勘定	3,043	株主資本	263,019
無形固定資産	6,284	資本金	65,476
ソフトウェア	4,570	資本剰余金	80,712
その他	1,714	資本準備金	80,712
投資その他の資産	206,934	利益剰余金	134,471
投資有価証券	74,311	利益準備金	5,565
関係会社株式	87,791	その他利益剰余金	128,905
出資金	3	研究開発積立金	2,056
関係会社出資金	15,901	買換資産圧縮積立金	6,416
関係会社長期貸付金	1,800	圧縮積立金	3,634
従業員に対する長期貸付金	0	別途積立金	111,211
前払年金費用	1,401	繰越利益剰余金	5,587
繰延税金資産	20,416	自己株式	△17,639
その他	5,321	評価・換算差額等	11,895
貸倒引当金	△9	その他有価証券評価差額金	11,835
資産合計	679,431	繰延ヘッジ損益	60
		新株予約権	1,934
		純資産合計	276,848
		負債純資産合計	679,431

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		406,194
売上原価		305,558
売上総利益		100,636
販売費及び一般管理費		110,333
営業損失		9,697
営業外収益		
受取利息・配当金	36,355	
その他の営業外収益	4,496	40,851
営業外費用		
支払利息	1,404	
その他の営業外費用	2,418	3,822
経常利益		27,332
特別利益		
固定資産売却益	4,008	
投資有価証券売却益	3,205	
関係会社株式売却益	215	7,428
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産減損損失	5,873	
投資有価証券売却損	18	
投資有価証券評価損	602	
構造改革関連費用	205	
関係会社事業損失	15,941	22,642
税引前当期純利益		12,118
法人税、住民税及び事業税	1,180	
法人税等調整額	20,600	21,780
当期純損失		9,662

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本									自己株式	株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金								
				研究開発積立金	買換資産圧縮積立金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2019年4月1日残高	65,476	80,712	5,565	2,056	4,495	3,835	111,211	75,886	△13,044	336,192		
当期変動額												
買換資産圧縮積立金の積立					2,157			△2,157		-		
買換資産圧縮積立金の取崩					△236			236		-		
圧縮積立金の積立						1		△1		-		
圧縮積立金の取崩						△202		202		-		
剰余金の配当								△11,905		△11,905		
剰余金の配当(中間配当)								△11,705		△11,705		
当期純損失(△)								△9,662		△9,662		
自己株式の取得									△40,002	△40,002		
自己株式の処分								△27	129	102		
自己株式の消却								△35,279	35,279	-		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	-	-	1,921	△200	-	△70,299	△4,594	△73,173		
2020年3月31日残高	65,476	80,712	5,565	2,056	6,416	3,634	111,211	5,587	△17,639	263,019		

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2019年4月1日残高	18,277	29	18,306	1,825	356,323
当期変動額					
買換資産圧縮積立金の積立					-
買換資産圧縮積立金の取崩					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
剰余金の配当					△11,905
剰余金の配当(中間配当)					△11,705
当期純損失(△)					△9,662
自己株式の取得					△40,002
自己株式の処分					102
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△6,442	32	△6,411	109	△6,302
当期変動額合計	△6,442	32	△6,411	109	△79,474
2020年3月31日残高	11,835	60	11,895	1,934	276,848

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木登樹男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東海林雅人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宇治川雄士	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニコンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ニコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木登樹男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東海林雅人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宇治川雄士	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニコンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第156期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会は、グループの内部統制システムが適正に整備、運用されているかに重点を置いた監査活動を展開しました。監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な文書等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、監査計画に基づき選定した子会社の往査を実施し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社 ニコン 監査等委員会

常勤監査等委員	本	田	隆	晴	Ⓔ
常勤監査等委員	鶴	見		淳	Ⓔ
監査等委員	上	原	治	也	Ⓔ
監査等委員	畑	口		紘	Ⓔ
監査等委員	石	原	邦	夫	Ⓔ

(注) 監査等委員上原治也、監査等委員畑口紘及び監査等委員石原邦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京4階 菊の間



交通

東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」(地下通路を通りC8出口より) … 徒歩約2分
 都営大江戸線「都庁前駅」(地下通路を通りC8出口より) …… 徒歩約2分
 JR線、小田急線、京王線、地下鉄各線「新宿駅」(西口より) …… 徒歩約10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。